



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1360 生活保護法による指定介護機関の廃止  
(福祉保健総務課)
- 1361 生活保護法による介護機関の指定( " )
- 1362 知的障害者福祉法による指定知的障害者更正施設等の指定  
(障害福祉課)
- 1363 大規模小売店舗の新設の届出  
(商工振興課)
- 1364 大規模小売店舗の変更の届出  
( " )
- 1365 地域森林計画の案の縦覧  
(林業振興課)
- 1366 " ( " )

### ○ 教育委員会告示

- 10 平成18年度和歌山県立中学校生徒の募集定員

### ○ 公告

開発工事の行為の完了 (都市政策課)

### ○ 諸報

和歌山県収用委員会公示送達 (収用委員会)

## 告 示

### 和歌山県告示第1360号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年10月11日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社クリスタル介護センター	大阪市淀川区西中島3-14-9	さくらそう新宮	新宮市船町3-2-6	訪問介護	平成17.6.30

### 和歌山県告示第1361号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

次のとおり告示する。

平成17年10月11日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ファインケア	海南市且来427	サザンクロスかいなん	海南市且来368-3	訪問介護	平成17.7.1
株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5-20-7	さくらそう新宮	新宮市船町3-2-6	訪問介護	平成17.7.1

### 和歌山県告示第1362号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の24第1項に規定する指定知的障害者更正施設等を次のとおり指定し

たので、同法第15条の31第1号に基づき公示する。

平成17年10月11日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	施設の名	施設の設置場所	サービスの種類	定員数	指定年月日
30-000-2-00221-53-3	社会福祉法人貴桃会	那賀郡貴志川町井ノ口1591番地の1	中西正人	知的障害者通所授産施設たんぼ作業所	那賀郡貴志川町井ノ口1591番地の1	知的障害者授産施設(通所)	30人	平成17.9.27

### 和歌山県告示第1363号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の

生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年10月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)岩出中央ショッピングセンター  
和歌山県那賀郡岩出町野上野98 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
オリンピックホーム株式会社 代表取締役 東優子  
和歌山市津秦143番地の6  
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山市中島185番地の3  
株式会社ジップ・ホールディングス 代表取締役 北嶋永一  
名古屋市区若鶴町314番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山市中島185番地の3  
わかやま市民生活協同組合 理事長 尾添仁  
和歌山市太田430番地の7  
株式会社東洋薬局 代表取締役 亀田義昭  
三重県津市押加部町16番地の46  
株式会社サンライズみかんの会 代表取締役 津田兼司  
和歌山県有田郡吉備町天満347番地の1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年4月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,991㎡
- 6 駐車場の収容台数  
267台
- 7 駐輪場の収容台数  
145台
- 8 荷さばき施設の面積  
201㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
36.55㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
株式会社パーティハウス 開店時刻午前9時、閉店時刻午後11時

わかやま市民生活協同組合 開店時刻午前9時、閉店時刻午前0時

株式会社東洋薬局 開店時刻午前9時、閉店時刻午後9時

株式会社サンライズみかんの会 開店時刻午前9時、閉店時刻午後9時

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成17年9月30日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)  
岩出町農林経済課(和歌山県那賀郡岩出町西野209)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成17年10月11日から平成18年2月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1364号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年10月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ和歌山店 スポーツデポ・ゴルフ5和歌山店  
和歌山市北島字鶴ノ島344-1

和歌山市狐島字南汐畑691-20

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

宮本興産株式会社 代表取締役 宮本堯夫  
和歌山市寄合町44番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ニトリ和歌山店

(変更後) ニトリ和歌山店 スポーツデポ・ゴルフ5和歌山店

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

4 変更する年月日

平成17年10月28日

5 変更する理由

3の(1)について 店舗正式名称の決定のため

3の(2)について 来客利便性の向上のため

6 届出年月日

平成17年9月29日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成17年10月11日から平成18年2月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1365号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧する。

平成17年10月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 森林計画区の名称

紀中森林計画区(有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円)

2 縦覧場所

紀中地域森林計画(和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課)

3 縦覧期間

平成17年10月11日から平成17年11月9日まで

和歌山県告示第1366号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧する。

平成17年10月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 森林計画区の名称

紀北森林計画区(和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、海草郡一円、那賀郡一円及び伊都郡一円)

紀中森林計画区(有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円)

紀南森林計画区(田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円)

2 縦覧場所

(1) 紀北地域森林計画(和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課)

(2) 紀中地域森林計画(和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課)

(3) 紀南地域森林計画(和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課)

3 縦覧期間

平成17年10月11日から平成17年11月9日まで

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第10号

平成18年度和歌山県立中学校の生徒の募集定員を次のように定めた。

平成17年10月11日

和歌山県教育委員会委員長 駒井則彦

和歌山県立中学校の生徒の募集定員は、次のとおりとする。

学 校 名	学 級 数	定 員
和歌山県立古佐田丘中学校	2	80
和歌山県立向陽中学校	2	80
和歌山県立田辺中学校	2	80

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年10月11日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	伊都郡かつらぎ町大字高田字北脇235番の一部、236番の一部、237番の一部、238番1の一部、238番3の一部、239番の一部、240番、241番、242番、243番の一部、244番の一部、252番の一部、253番の一部、255番の一部、260番1の一部、261番3の一部、265番1の一部、264番の一部、267番の一部
許可を受けた者の住所及び氏名	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160 かつらぎ町長 山本恵章

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局事業進行課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成17年11月1日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成17年10月11日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

- 1 事件名  
一般国道42号改築工事「那智勝浦道路」に係る土地収用事件
- 2 送達すべき書類の名称  
平成17年10月3日付け17和収第7号「審理開催通知」
- 3 送達を受けるべき者  
住所不明  
住民票記載住所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川関5  
16番地  
居軒忠